

# 学校における働き方改革推進研修等業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という）が発注する学校における働き方改革推進研修等業務を受託する者（以下「乙」という）の業務について、必要な事項を定める。

## 1 業務名

学校における働き方改革推進研修等業務

## 2 業務の目的

学校における働き方改革の必要性について、県教育委員会各課所及び知事部局関係各課が共通認識を持ち、各課所の専門性を生かした学校への支援の見直しや体制構築を図るとともに、市町教育委員会の取組を支援するため、専門的知見に基づく研修等を実施することにより、学校における働き方改革を全県的に加速させる。

## 3 委託契約期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月15日（月）まで

## 4 委託業務の内容

県及び市町教育委員会等における学校の働き方改革を加速させるため、本県の現状及び課題を踏まえ、以下に掲げる業務を企画し、実施する。なお、業務の実施に当たっては、本県の課題及び取組の方向性を踏まえた企画提案書を作成すること。

### （1）県教育委員会各課所向け研修（2回程度）

ア 服務監督権者としての役割を踏まえ、県立学校の実情及び現場の困り感に配慮しつつ、必要に応じて適切な指導及び助言を行うための実践的な資質の習得を目的とした研修を実施する。

イ 県教育委員会として、市町教育委員会及び市町立学校の実情及び現場の困り感に配慮しつつ、必要に応じて適切な指導及び助言を行うための実践的な資質の習得を目的とした研修を実施する。

ウ 時間外在校等時間の状況を含む県教育委員会が実施する実態調査の結果等を活用し、県及び市町教育委員会の実態や課題に即した内容とする。

エ 年間の研修を通じて、県及び市町教育委員会における取組の成果と課題が整理され、次年度以降の取組の方向性が見通せる内容とする。

オ 所管する学校に依頼している業務や研修等について、各担当者が前例にとらわれることなく不斷に見直す意識を醸成するため、課所横断型の研修及びワークシヨップを提案・実施する。

カ 県及び市町教育委員会がそれぞれ策定した業務量管理・健康確保措置実施計画の着実な推進に向け、県内外の先進的・効果的な取組事例を活用し、具体的な改善手法や進め方について助言を行う。

キ 研修前後の受講者向けアンケート等を参考に課題を正確に把握し、甲と協議の上、研修内容を隨時検討・見直しを行う。

ク 研修の特性を踏まえ、収集方式とオンライン方式を組み合わせたハイブリッド形式を活用するなど、効果的な実施方法となるよう工夫する。

ケ 国における学校の働き方改革に関する制度改正等について理解が深まる内容とする。

### （2）知事部局との連携を見据えた理解促進

ア 学校における働き方改革アドバイザーとして、7月に開催される栃木県総合教育会議に参加し、質の高い教育の実現に向けた学校の働き方改革の推進について、知事と県教育委員会が目指す姿を共有するため、専門的知見を生かした助言を行う。

- (3) 市町教育委員会の服務監督に係る担当者等を対象とする研修（年間3回程度）  
ア 県教育委員会各課所向け研修として実施する上記4(1)ア及びウからケまでの内容について、市町教育委員会の実情に考慮しつつ、市町教育委員会の担当者及び関係者を対象として実施する。  
イ 市町教育委員会同士及び県教育委員会との情報交換の時間を設定し、互いの課題を共有するとともに、学校の働き方改革の推進に向けて互いに連携して取り組む関係性の構築に向けた助言を行う。  
(教育事務所から市町教育委員会への支援の方策等を含む)
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)で使用した全ての資料及び記録動画については、研修等終了後、2週間以内に電子データにて県教育委員会担当者へ提出し、市町教育委員会及び学校において活用可能なものとする。

## 5 実績報告

委託業務完了後、実績報告書と完了報告書を作成し、甲に提出する。

(1) 成果品等の提出

研修等で使用した全ての資料は電子データで納入することとする。

(2) 実績報告書

本委託業務終了後、実施業務に係る実績報告書（任意様式）及び完了報告書を作成し、甲に提出すること。なお、甲は、必要がある場合には、乙に対して本委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができるものとする。

## 6 業務委託費の支払い等

委託費の支払いは、原則として委託業務完了後の精算払とする。

## 7 その他

- (1) 委託業務により新たに生じた著作権については、全て甲に帰属するものとする。  
(2) 業務遂行に当たっては、甲と定期的にオンライン等により協議を重ねながら誠実に業務を進めること。  
(3) 業務遂行に当たり必要となる資料については、甲が妥当と判断する場合のみ受託者に提供する。なお、提供を受けた資料は、複製・複写を禁ずるとともに、取扱いに十分注意すること。  
(4) 本仕様書に不明の点がある場合、又は、明記のない事項については、速やかに甲まで連絡し、その指示を受けること。  
(5) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。ただし、他の団体等と連携して事業を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、甲と協議するものである。

## 8 上記「4」に記載した「本県の現状及び課題」については、下記に掲載した資料等を参考とすること。

- 「学校における働き方改革推進プラン（第2期）」に基づく実態調査  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023jittaityousekkai.html>
- 栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画（仮称）の策定について  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/siryou3.pdf>
- 学校における働き方改革モデル校事業研修  
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/2023gyoumukaizennsuishinnshakennshu.html>